

## 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律における 規制基準改正について

### 1. 背景

有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資することを目的とした「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 112 号）（以下「家庭用品規制法」という。）では、有害物質を含有する家庭用品、それら有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関して必要な基準が定められている。

また、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令」（昭和 49 年政令第 334 号）において、現在、21 物質群の有害物質が定められており、平成 28 年度からアゾ化合物に関する規制が施行されたところである。

このような有害物質の指定のほか、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」（昭和 49 年厚生省令第 34 号）に定める試験法の見直しも実施されており、平成 28 年にはホルムアルデヒド、トリフェニル錫化合物及びトリブチル錫化合物の試験法が改正された。

### 2. 問題点

家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されていない。

ガスクロマトグラフィーを採用している現行の試験法については、以下の問題点が指摘されている。

- ベンゼンやジメチル硫酸などの有害な溶媒や試薬の使用
- 充填カラムを使用している試験では分離能（精度）が低い
- 確認試験が煩雑
- キャピラリーカラム使用時の夾雑物質による妨害

検査業務を安全かつ効率的に遂行するためにも、有害な溶媒や試薬の使用をできるだけ避けて、簡便で精度の高い分析方法の開発が必要である。

### 3. 今後の対応

ガスクロマトグラフィーを用いて試験を実施している有害物質について、試験法の見直しを順次検討し、家庭用品安全対策調査会及び化学物質安全対策部会で改正案を審議する予定。